

家庭用浄水器試験方法

正 誤 票

区分	位置	誤	正
まえがき	文章	記述の欠落	附属書 10 (規定) 濁度の測定方法
目次		解説……………25	附属書 10 (規定) 濁度の測定方法……………25 解説……………26
本体	6.2.2 c)	…濁度の測定は、JIS S 3200-7 の附属書 19…	…濁度の測定は、附属書 10…
	附属書 10	附属書 10 の欠落	附属書 10 (規定) 濁度の測定方法の内容を追加 (ページ 2 に続く)

平成 16 年 6 月 1 日作成

附属書 10（規定） 濁度の測定方法

1. **適用範囲** この附属書は、浄水器の濁り除去性能試験及び濁りろ過能力試験のための濁度の測定方法について規定する。

2. 透過光測定法

2.1 **試薬** 試薬は、次のものを用いる。

a) **標準カオリン** カオリン約 10 g と JIS K 8785 に規定する二りん酸ナトリウム十水和物 0.2 g とを、共栓付きメスシリンダーに採り、水を加えて 1 L とし、1 分間激しく振り混ぜて 1 時間静置した後、メスシリンダー中の液面から約 5 cm までの液を捨て、その下の 15 cm までの液を分取して、毎分約 3 000 回転で 10 分間遠心分離、又は液を 4 日間以上静置して、上澄みを捨てる。得られた沈殿物を水浴上で蒸発乾固させた後、めのう乳鉢中で微細に粉碎し、105～110 °C で 3 時間乾燥させたもの。

b) **濁度標準原液 (1 mg カオリン/mL)** 標準カオリン 1.000 g を約 37 % のホルムアルデヒド溶液（ホルマリン）10 mL と水とを加えて 1 L としたもの。この溶液は、濁度 1 000 度に相当する。

なお、この溶液は、褐色瓶に入れて冷暗所に保存する。

c) **濁度標準液 (0.1 mg カオリン/mL)** 濁度標準原液を振り混ぜながら 100 mL 採り、水で全量を 1 L にしたもの。この溶液は、濁度 100 度に相当する。

2.2 **装置** 装置は、光電分光光度計を用いる。

2.3 分析操作

a) 検水を吸収セルに採り、光電分光光度計を用いて波長 660 nm 付近で吸光度を測定する。

b) 2.4 によって作成した検量線から検水の濁度を算定する。

2.4 検量線の作成

a) 濁度標準液 0～10 mL を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに水を加えて 100 mL とする。

b) 以下、2.3 a) と同様に操作して、濁度と吸光度との関係を求める。

3. 積分球式光電光度法

3.1 **試薬** 試薬は、2.1 による。

3.2 **装置** 装置は、積分球式濁度計を用いる。

3.3 分析操作

a) 積分球式濁度計を用いて検水の散乱光量を測定する。

b) 3.4 によって作成した検量線から検水の濁度を求める。

3.4 検量線の作成

a) 濁度標準液 0～10 mL を段階的にメスフラスコに採り、それぞれに水を加えて 100 mL とする。

b) 以下、3.3 a) と同様に操作して、濁度と吸光度との関係を求める。